

長浜市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年1月31日現在において次のとおりである。

令和8年1月31日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

50分の1の数 1,829人

6分の1の数 15,238人

3分の1の数 30,476人